

非常変災時における臨時休業等の措置について（お知らせ）

台風・地震発生などの非常変災時における臨時休業等の措置については次の通り行います。

1 台風・豪雨など

午前7時現在で、**尼崎市**に
暴風（暴風雪を含む）警報 **大雨警報** **洪水警報**及び**特別警報**
が発令されている場合は、生徒は**自宅待機**となります。

- ① 午前9時を過ぎて引き続き警報が発令されている場合は、臨時休業になります。
- ② 午前9時まで（午前9時を含む）に警報が解除（「警報」が「注意報」に変わった場合も含む）の場合には、50分授業を2時間行います。午前10時までに登校してください。なお、給食は中止となります。
- ③ 在校中に上記の警報が発令された場合は、周囲の状況や安全等を確認した後、速やかに下校させます。（午前11時までに発令されていれば、原則、給食は中止となります。）
- ④ 気象予報等で警報の発表が明らかに予測される場合、前日に臨時休業を決定する場合があります。

2 地震

授業日の前日、当日に**尼崎市**に
震度5弱以上の地震が発生した場合、**臨時休業**となります。

- ① 登下校中に発生した場合は、生徒自ら最も安全と考えられる場所（自宅、近隣の強固な建物など）に避難してください。学校に避難してきた生徒については、状況に応じて、学校待機、帰宅させる等の対応をとります。
- ② 登校後に発生した場合は、状況に応じて、学校待機、帰宅させる等の対応をとります。なお、給食は中止となります。

3 その他

非常変災等の発生により、学校において電気・水道などのライフラインが途絶した場合は**臨時休業**となります。

<お願い>

消防・救急などの関係機関から連絡が入るため、学校の電話回線を確保する必要があります。学校には電話での問い合わせはご遠慮下さい。なお、ミマモルメー斉メール・連絡ホームページでも情報を配信しておりますが、停電や学校施設の破損などの状況で、配信できない場合があります。各ご家庭で情報を収集していただきますようお願いいたします。

以上

午前9時までに警報が 解除されたときの時程

朝学活	10:00	~	10:05
3 時間目	10:10	~	11:00
4 時間目	11:10	~	12:00
終礼	12:00	~	12:10

※ 給食は中止。終礼終了後下校